

平成30年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年12月11日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 常任委員会視察報告について
日程第 5 一般質問
日程第 6 議案第 1号 夷隅環境衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議
について
日程第 7 議案第 2号 平成30年度御宿町一般会計補正予算（第4号）
日程第 8 発議第 1号 国民健康保険税引き下げへ国の対応を求める意見書の提出につい
て
-

本日の会議に付した事件

- 日程第7まで議事日程に同じ
追加日程第1 会期延長の件
-

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 瀧口 義雄 君 | 2番 | 北村 昭彦 君 |
| 3番 | 堀川 賢治 君 | 4番 | 大地 達夫 君 |
| 5番 | 滝口 一浩 君 | 6番 | 貝塚 嘉軼 君 |
| 7番 | 伊藤 博明 君 | 8番 | 土井 茂夫 君 |
| 9番 | 大野 吉弘 君 | 10番 | 石井 芳清 君 |
| 11番 | 高橋 金幹 君 | 12番 | 小川 征 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	副町長	横山尚典君
教育長	齊藤弥四郎君	総務課長	大竹伸弘君
企画財政課長	田邊義博君	産業観光課長	殿岡豊君
教育課長	金井亜紀子君	建設環境課長	埋田禎久君
税務住民課長	齋藤浩君	保健福祉課長	渡辺晴久君
会計室長	岩瀬晴美君		

事務局職員出席者

事務局長	吉野信次君	主事	鶴岡弓子君
------	-------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第4回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成30年12月招集御宿町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前10時00分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、議会規則第126条の規定により議長より指名いたします。1番、瀧口義雄君、2番、北村昭彦君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（大地達夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により本日限りとし、本日は議長からの諸般の報告を行い、石田町長から今定例会に提出された議案の提案理由の説明及び諸般の報告及び常任委員会視察報告の後、1名の一般質問を行い、議案第1号、第2号及び発議第1号を順次上程の上、質疑、採決を行い、散会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長(大地達夫君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですのでご確認ください。

続きまして、石田町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、平成30年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今定例会にご提案いたします議案につきましては、夷隅環境衛生組合の規約変更に関する議案1件、一般会計補正予算案の計2件のご審議をいただくことといたしましたが、開会に先立ちまして、議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

議案第1号 夷隅環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、夷隅環境衛生組合が共同処理する事務にある浄化槽の点検に関する事業について、組合職員の減により同事業の実施が困難となることから、組合規約の所要の改正を行うため、規約変更に関する協議について提案するものでございます。

議案第2号 平成30年度御宿町一般会計補正予算案(第4号)につきましては、歳入歳出ともに1億6,271万4,000円を追加し、補正後の予算総額を40億2,719万2,000円とするものでございます。

本補正予算案では、今夏の猛暑に伴い、国が学校の緊急重点安全確保対策として推進する小中学校へのエアコン設置工事を行い、児童生徒の安全確保及び教育環境の充実を図ります。また、町有地及び観光施設の安全確保対策を緊急で進めてまいります。そのほか、障害者福祉の需要への対応や、じん芥処理や防犯灯管理の適切な対応など、住民生活に直結した事業に予算

を配分いたしました。

なお、財源につきましては、国・県の補助制度及び地方債制度並びに活力あるふるさとづくり基金を活用し、不足する財源につきましては純繰越金を追加して対応いたしました。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

9月22日、中央海岸におきまして開催されました全日本学生ライフセービング選手権大会開会式に出席し、25日に五倫文庫役員会に出席いたしました。

10月3日に国保国吉病院組合正副管理者会議、5日に布施学校組合議会に出席いたしました。

6日には、開園後2年目となりますおんじゅく認定こども園運動会に出席し、また同日、中央高等学院40周年、中央国際高等学校5周年記念式典に出席いたしました。

7日には、御宿町スポーツ祭としてパークゴルフ大会の開会式に参加後、神奈川県藤沢市において開催されました全日本ライフセービング選手権大会に、そして、9日にはいすみ鉄道社長公募にかかわる選考会議に、10日には国保国吉病院組合議会定例会に出席いたしました。

11日には、野沢温泉村議会の皆様による行政視察として、8名の議員さんと事務局の職員2名の計10名でご来町いただきまして、翌12日まで滞在をいただきました。同日、夷隅健康福祉センター運営協議会に出席いたしました。

12日にスペイン大使館におけるナショナルデーの式典に出席し、同日、御宿町公民館において開催されました夷隅地区社会教育振興大会に出席いたしました。

13日には、勝浦市市制施行60周年記念式典並びに御宿台秋祭りに出席いたしました。

14日には、月の沙漠記念館前広場においては伊勢えび祭り、メキシコ記念公園においては日西墨友好の絆記念日を開催し、メキシコ及びスペイン大使館を始め、議会議員の皆様、国際交流協会の皆様、岩和田区役員の皆様など、多くの関係者の皆様にご参加をいただきました。

17日には千葉県水産振興審議会、18日には、100歳をお迎えになった6名の方にお祝いを贈りました。

19日には区長会議、22日に開催いたしました第2回臨時議会におきましては、町施設の災害復旧に要する補正予算についてご審議をいただきました。

23日には、千葉県町村会現地研修会として熊本県を訪問し、熊本城や益城町の復興状況、そして翌日には嘉島町の復興状況等を視察いたしました。

25日には例月出納検査、29日にいすみ鉄道活性化委員会、31日には夷隅環境衛生組合議会定

例会に出席いたしました。

11月2日には、平成31年度採用の職員採用第2次試験を実施いたしまして、3日には岩和田みなと祭りに出席し、同日、御宿町文化祭に出席いたしました。本年も多くの作品のご出品をいただきました。

6日には千葉県町村会第2回役員会、7日には、いすみ鉄道臨時株主総会及び取締役会に出席いたしました。

9日に合同七つ子祝いを挙行し、35名のお子さんの成長をお祝いいたしました。

11日に消防団球技大会、13日には花火大会実行委員会、14日には夷隅郡市負担金審議特別委員会、そして15日には千葉県国民健康保険団体連合会理事会に出席し、16日には千葉県町村会定例会にそれぞれ出席いたしました。

17日は布施まつりに、18日には、町公民館において行われましたスペインギターコンサートに出席し、19日には、スペイン大使館において日本スペイン交流150周年記念式典に出席いたしました。

21日には例月出納検査、布施学校組合例月出納検査、22日には自衛隊千葉地方協力本部による防衛白書のご説明をいただき、同日、いすみ鉄道取締役会に出席し、また、メキシコ大使館において日本メキシコ外交関係樹立130周年記念レセプションに出席いたしました。

26日に特別委員会、27日には、千葉県障害者施策推進協議会及び町村会館において市町村の振興を考える会に出席いたしました。

28日には議員協議会、午後から中学生議会に出席いたしました。同日、NHK大河ドラマの要望活動があり、横山副町長に出席をお願いいたしました。

29日、水産業振興・漁村活性化推進大会に、また土木委員会に出席いたしました。

12月2日には防火デーにおける消防団送水訓練が実施されました。

3日及び7日には議会運営委員会に出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

本定例会に提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎常任委員会視察報告

○議長（大地達夫君） 日程第4、常任委員会視察報告について、堀川総務委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。

登壇の上、発言願います。

（3番 堀川賢治君 登壇）

○3番（堀川賢治君） 3番、堀川です。

過日、常任委員会視察がございましたので、報告をさせていただきたいと思います。

総務委員会、産業建設委員会、教育民生委員会合同の行政視察を行いました。

本年は、総務委員会の主催により、去る11月2日、東京臨海広域防災公園の視察を行いました。内容につきまして報告いたします。

近年、新聞等では、南海トラフ等大地震、千葉県東方沖地震を始めとした地震の発生率が非常に高まっておりますと報道されております。東日本大震災以降、御宿町においても継続的に防災力の強化を図り、自然災害に備えておりますが、今年に入って大阪府北部地震、北海道胆振東部地震の発生があり、改めて、御宿町の災害対策についてどのような準備ができるのか見直すために、議会として研修を行いました。

東京臨海広域防災公園は、首都直下地震等の発生時においては、災害対策本部や医療、物流の基地となる災害拠点施設です。平時において、来園者に対する災害対策情報の提供あるいは訓練の実施、関係機関等との情報交換を行う施設とされております。

施設内には家庭用防災備品等の展示がされております。また、広く広報等で出されている1人3日分の食料や飲料、日用品等、備えておくべき備蓄品の種類や数に改めて驚かされました。避難生活が長期にわたった場合、災害関連死をどのように防ぐのかも課題となっておりますが、高齢者の誤嚥性肺炎の防止に重要なのが歯ブラシや入れ歯洗浄剤等の口腔ケア用品だそうです。行政においても食料等の準備はされておりますが、家庭における備蓄品として、食料、飲料、衣料品のほかに、高齢者の多い御宿町として口腔ケア用品の重要性に気づかされました。

また、災害発生直後の夜の町の様子を再現した施設の見学や、シミュレーション映像の鑑賞、地震体験装置による揺れの体験などもいたしました。特に、災害直後の夜の町といいますか、暗い町の再現をした施設では、建物などが壊れてきそうだというほかに、夜の暗さなども含めさまざまなことから、災害に対する恐怖が感じられました。

平時からの準備の重要性、災害は昼夜を問わず襲ってくるということを踏まえて、行政とともにいかに住民に対し広報し、対策をしていくか、大変学ぶところの多い視察となりました。

研修によって見聞してきましたことが、町行政だけでなく、住民に対しても効果あるよう議

会総務委員会としても努力していきたいと考えております。

最後に、今回の視察にあたり、東京臨海広域防災公園の皆様方、また、御宿町議会事務局のお二方には、特に手配、準備、スケジュール等に変にお世話になりました。また、今回の視察にあたりましては、多数の議員の方々にご参加いただきまして、素晴らしい視察研修ができたこと御礼を申し上げて、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（大地達夫君） 以上で常任委員会報告を終わります。

◎一般質問

○議長（大地達夫君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

ただいま、議場内の一般質問残時間表示ができるようになっております。質問者は、お手元の表示とあわせて残時間を確認ください。

順次発言を許します。

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（大地達夫君） 通告順により、2番、北村昭彦君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 北村昭彦君 登壇）

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。議長からお許しをいただきましたので、通告の内容に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

今回、大きく2つ項目を出させていただいております。1つは、森林を大きく伐採するような形での開発の規制に関して、それから、もう一つは観光振興の施策についてということです。質問通告は、森林の開発のほうを1番というふうに出させていただきましたが、今日はちょっと順番を変えさせていただきまして、観光施策のほうを先にお伺いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、観光ということですが、まず観光振興の施策につきましては、地域活力を創出す

る上で非常に大きなウエートを占めており、全国的にもいろいろな工夫を凝らした取り組みが展開されているところでございます。

また、観光の形態は時代とともに変化しており、体験型あるいは食、文化、また自然に触れるといったような形で、訪れる方々に日常とは違った空間をいかに提供できるかということで、非常に複雑な総合的な地域力が試される時代になってきております。そして、改めて言うまでもなく、本町の生命線とも言える最重要課題の一つでもあります。

そこで、観光に関しまして次の4点について伺いたいと思います。

まず1点目、観光施策の現状と効果、課題といったあたりについて伺いたいと思います。

まず、今夏、海水浴場、非常に苦戦したというような声も聞き及んでおりますけれども、入り込み状況はどうであったか。また、新たに今年工夫した点や取り組んだこと、その効果と課題といったあたりについて、どのように把握されていらっしゃるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、観光振興施策、現状と課題ということで、まず今年の夏の入り込み状況でございますが、海水浴場で申し上げますと、前年度に比べ約10%増の6万7,000人と推計しております。海水浴場条例等の改正により、家族連れでのお客様が増加傾向にある一方、中央海岸については風向きとコンディションに恵まれず、今年度の夏は伸び悩む結果となっております。

課題といたしましては、海岸漂着物等への対応について、以前より産業建設委員会等でご指摘いただいておりますが、改めて地元業者等に対し、協力体制の強化をお願いしており、日ごろの海岸美化環境の維持や手法についても関係課と協議連携し、次年度に向け、対策を講じてまいりたいと考えております。

また、お客様の消費スタイルも年々変化をし、浮き輪や日よけテント等を持参される方が増えていることから、入り込み数に対し売上高が必ずしも一致するというような感じにはなっていないのが実情でございます。また、ホームセンター等で比較的安価で入手できることから、浮き輪やテント等が放置ごみとしても増えてきており、海岸美化環境にも悪影響を与えております。

こうしたことから、海岸売店組合との反省会においては、手ぶらで楽しめるビーチをコンセプトに、パラソル、遊具、休憩等のセット価格の導入等についてご提案をさせていただき、環境維持と消費促進について、関係団体が協力連携のもとで工夫し、取り組んでまいりたいと考

えております。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

前年比10%増ということでただいまお伺いいたしましたけれども、現場の声としては非常に厳しい、このままではやばいというような声だったと思います。恐らく、もう少し長いスパンで見ての大きな減少傾向ということの声ではないかなと思うんですが、前年比ではなくて、もう少し長いスパンでの数字を、もしお持ちでしたらお願いします。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） 従来までの、大分前から見ますと非常に、10%減とかではなくて、報告数字で申し上げますと、10分の1程度の数字に落ち込んでしまっていると。10分の1という少し大きいんですけども、かなりの数が減少をしてきております。

また、この数字が公表数字の中で実態として、議員の皆様ご承知のとおり、御宿駅が、電車が1本とまると、もうあふれ返るようにお客さんがおりてきて、また、海水浴場もなかなか歩いて通れないほど、お客さんの数とパラソルで埋まっていた時代からは、非常に海水浴場については状況も雰囲気も変わってきております。

こうした中で、例えば直近5年間の状況等で見ますと、実際に県のほうの報告数値のログのとり方、いわゆる集計方法が少し変化をしたということもございまして、実態の報告数値と単純に比較できないところもあるんですけども、具体的には、これまで海水浴場の入り込み客数を各監視台から朝、昼、最後に夕方の3回ログを集計しておりまして、その合計値が基本的には海水浴場の入り込み数ですということで、全体的に報告をしていたところがございまして、これについては重複をして来ているお客さんもいることから、最大値の報告に切りかえているということで、この近年の中ではぐんと落ちているんですが、実態といたしましても、海岸売店の利用者数、また駐車場の入り込み数、実際に海岸に来ているお客さんの数、それぞれを見ても、実態として減少傾向にあるのは否めないというふうに把握しております。

そうした中で、単純に去年と今年というふうに比べますと、若干ではございますが、増加をしたのではないかとというふうに把握しているところです。

以上です。

○2番（北村昭彦君） わかりました。そういう意味では、やはり非常に厳しい状況がここ数年もずっと続いていて、なかなか長いトンネルの先が見えない状況であるということではないかなと思います。

そんな中で、新しい取り組みということで、レンタル機器のパラソル等々のセットでの提供

というようなお話がただいまございましたけれども、冒頭述べさせていただいたように、今までどおりの海岸の楽しみ方、海水浴、パラソルを差して寝そべってというだけではなかなかもう難しい、そういう時代ではなくなっているというのは、やはり否めないかなというところで、今後、そこから一歩抜け出るような新しい仕掛け、取り組みというようなものを考えなければいけないんじゃないかなと思います。

また、そういう取り組みとしては、ちょっと言い方はあれですけども、ちまちましたようなものではなくて、メディアに大きく取り上げられて話題となるようなものでないと、実施する意味がないんじゃないかなと、強い言い方をするとそんなふうに思う次第であります。

例えば、最近ちょっとメディアに取り上げられ始めたフローティングブリッジ、いわゆる浮き栈橋のようなものを使って、波を新しい形で楽しむというものであったり、あるいはこの夏の海開きのときにデモンストレーションがございましたけれども、最新のドローン機器を使ったレスキューですね、空の上から海の安全を監視する監視体制の導入といったような、話題にもなって海に来てくれた人も喜ぶというような、思い切った施策が必要ではないかなというふうに思いますが、この辺につきまして町の考えをお聞かせください。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） ただいま、海水浴場、非常に厳しい中で、何らかの仕掛け、工夫というものが需要じゃないかというご提言でございますが、確かにそのとおりで、町全体として、特にまた担当課の産業観光課としては、その辺、非常に苦慮しているところです。

当然のことながら、各海水浴場は軒並み、今、海水浴離れが少し進んでいる中で、そういう中でも人気を取り戻してきているような海岸もございますし、そういう先進事例をしっかりと見据えながら工夫をしていく必要があるなというふうに考えております。

また、今一般質問でいただきましたように、小さい工夫というのはどこでもやられていることで、ちょっとした工夫であればなかなか効果としてあらわれてこない。少し大きい、ステップ、歩幅を広げた取り組みということでございますが、今、北村議員さんがご発言のように、例えば今年度の海開きの際には、観光協会のほうで独自にドローンを使った人命救助のデモンストレーションを実施いたしました。

ドローンを使っていますので、例えば溺者、溺れている、ちょっと流されてしまった方のところまで、ドローンで時速100キロを超えるスピードで一気に飛んでいって、その溺者のところに浮き輪を落とすというようなデモンストレーションなんですけど、これについては、レスキュー活動をする上で時間の短縮、それはすなわち救助率を非常に上げることに効果があるとい

うことで、今回は新聞社の方とかにもお越しいただいて報道していただきました。

まだまだ日本では取り入れられていなくて、しかしながら、ライフセービングの世界的に一番、今リーダーシップをとっているようなオーストラリア、またヨーロッパのほうでは非常に力を入れて、ドローンの救助方法というものが導入をされております。

こうした中では、救助率を上げる取り組みというものは非常に貴重なものですので、何らかの形で安全な海水浴場の開設、安全な海水浴場の管理ということを大々的に出して、非常に大きな信用、PRになると思いますので、そうした安全対策に力を入れた海水浴場というのは、まず1個、これからは必要になってくるんじゃないのかなというふうに感じております。

また、今ご発言があったように、フローティングブリッジですとか、あとは、浮いているアスレチックのようなものが、特に湘南から先の熱海のほうに向かって、内湾のほうの海岸では非常に人気が高く、実際にアスレチックのようなものについては、お客さんが並んで時間待ちでにぎわっているような状況も、私もたまたま個人的に海岸のほうを見に行った際に、実際に視察をしてみいました。そうしたことから、御宿町についても何らかの工夫ということで、お客さんを呼ぶための工夫というのが非常に大きいヒントかなと思っております。

そうした中では、御宿町はたまたま外海ですので、フローティングブリッジのようなものも1個、自然だけの海のほかに、家族連れのお客さんが増えてきた今、何らかの形で楽しめる海水浴場としての遊具等の設置についても、前向きに検討していければと考えております。

こうした中で、今年度については、総務省IoTサービス創出支援事業の採択を受けまして、議会の産業建設委員会のほうでも協議、ご報告させていただいておりますが、離岸流検知システムの開発に町としても参加をいたしました。これまでの進捗率としては、現在70%程度のところまで進んでおりまして、ついきのうも、離岸流の検知について実際に海に入って実験が行われているところです。

こうした中では、次年度にかけては、例えば、もう既にカメラを設置してございますので、カメラで検知したものが、ライフセーバーのところのウェアラブル端末、ライフセーバーの腕時計のようなところに検知した情報がアラームとして送られる、そうしたことも救助率の向上に非常に高まってくると思います。

先ほど申し上げましたドローンの救助方法を含め、AIを活用した救助方法については、オーストラリアのほうでも、ドローンと一体的にさらに深化した方法で検討が進められておりますので、ただいまご提言いただいたような内容については、前向きに、かつ計画的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

私、こういうことに関してすごく思うのが、新しい仕掛け、取り組み、特に今、レスキュードローンのことに関して、あるいはフローティングブリッジに関して、国内ではまだ導入事例がないということで、ましてや外海ということもありますので、いろいろなリスクであるとか危険性とか、考え出すとたくさん難しい面も多々あると思うんですね。

ただ、こういう状況ですので、失敗を恐れず、あるいは失敗を糧に先に進んでいく、前へ進んでいくというような意思を強く町全体で持って、小さな失敗を、例えば我々議員も、それから町の住民の皆さんも、たたくとか非難するとかといったことのないような形で、町でみんなでいろんな意見を出し合って、アイデアを出し合って進んでいけるといいなというふうに本当に思います。なので、その辺はどちらかという、行政側の皆さんの努力というよりは、我々住民側あるいは議会側もいっぱい努力しなきゃいけないなというふうに思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

では次ですけれども、これも観光施策の絡みになると思います。中央駐車場なんですけど、駅前が自動ゲートの有料駐車場になりましたけれども、同じような形で、自動ゲートの形を中央駐車場もとったほうがいいんじゃないかという声がございます。一番大きいのは、短時間利用される方も、今ですと丸々1,000円かかってしまうのが、時間制にすれば、短時間の方はそれなりの金額で利用できるということがあると思います。あるいは、町民の方からも同じように1,000円取るのかよという声もやはり聞こえてきますので、そういう自動ゲート化になれば、割引券があれば町民は無料にできるとか、一定時間使えるとかというようないろんな運用が可能になると思うんですね。なので、メリットは非常に大きいんじゃないかなと思うんですが、このあたりについても町のお考えをお伺いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、自動ゲート化の前に、最後に北村議員さんから、町全体での取り組みというご発言に対して、そうした町全体で取り組んでいくことが非常に私たちも必要だと考えております。こうした中で、今年は観光協会の若手メンバーが特に中心になって、ONJUKUモニュメントを中央海岸に設置をいたしました。これがすごく好評でして、来たお客さんが写真を撮るのに、極端なことを申し上げますと、近場の海岸売店の方までも写真を撮る協力をして、ちょっとあれすると営業に影響が出るほどお客さんがそこでにぎわって、そうしたこともSNSを通じて発信をしていく。また、それが商工会青年部や観光協会

若手メンバーとかを含めて、非常に主体的に取り組んでいただいた結果で、少しずつ町を盛り上げようということが、役場だけではなくて、そういう関係団体のほうからも湧き出ているところ。こうした協力体制を今後も大事にしながら、皆さんとともに、また議会の皆様方からのご意見、ご提言、いろんなご助言を受けながら、行政と一体となつてつくり上げていければと考えております。

また自動化ゲート、中央駐車場の自動化、バーで仕切るやつの検討でございますが、町といたましても、利便性の向上やコスト面を含めて、施設の効率運用といった点においては非常に重要であると認識をしております。中央駐車場の自動ゲート化にあたりましては、たまたま隣接地の進入路確保、奥に民地がございますので、隣接地の進入路確保や関係団体との調整、今現在は料金徴収を観光協会にお願いをしていたりとか、また売店組合との調整とか、関係団体との調整、また管理体制を今後どうするのか、そうした内部的な整理とか、いろいろその他もろもろの諸課題がございます。こうした諸課題を着実にひとつひとつ整理しながら、財源調整も含め、関係課としっかりと協議を行いながら、実現に向けて前向きに1個ずつ取り組んでいければと考えております。

以上でございます。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。やはり一定の予算はかかるという事業になるかと思っておりますので、先ほどの新しい取り組みも含めて、あれもこれもというのは、なかなか今の財政状況では厳しいと思っております。これぞというのを覚悟を持って取り組むということをやっていければなと思っております。

それでは次に移ります。観光振興の補助制度と多様な主体ということで項目を出させていたいておりますけれども、先日の産業建設委員会におきまして、観光振興事業に係る新しい補助制度についてご説明をいただきました。これまで大半の観光イベントは、町からの委託事業として、どちらかという行政主体という形で行われておりましたけれども、さまざまな団体が主体となって地域活性に取り組む補助制度に移行するというので、自主性、主体性の向上はもちろん、限られた財源を有効かつ効果的に活用するといった点においても、とても効果が期待できるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、改めまして、新しい観光振興補助制度の内容についてご説明をいただくとともに、新たな取り組みに事業案等ありましたら、町のお考えをお聞かせいただければと思っております。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、観光振興補助制度でございますが、議員ご発言の

とおり、受益者初めさまざまな団体が地域づくりの主役、主体となり、活性の創出に取り組んでいただくことを目的とするものでございます。

これまでは、さまざまな観光誘客イベント等について町が実施主体となり、委託事業として運営してまいりましたが、伊勢えび祭りや釣りキンメ祭り、まちかどつるし雛めぐりなど、多くのイベントにおいて実行委員会等の主体性が確立されてきていることから、補助制度へ切りかえることにより、自主性の高揚、町民主体による地域づくりを一層進めてまいりたいと考えております。予算規模につきましては、これまでの観光企画作成委託のフレーム内において実施をし、オリンピック対応等の特殊需要を除いては、財政面での追加措置は見込んでおりません。

また、本補助制度における新たな取り組みでございますが、消費増税に向けたキャッシュレス化やスポーツイベント誘致にかかわる資機材等保管施設整備など、受け入れ体制の充実に向けた新たな需要に対し、民間の設備投資を促進するための制度を検討しており、委託事業における消費税相当額を効果的に活用した中で運用を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（北村昭彦君） わかりました。

今、消費税等というところがお話にございましたけれども、もう少しその辺を詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） 消費税のお話をさせていただきましたが、例えば町からの委託事業で実施をしますと、どうしてもそこの中には請負が発生しますので、消費税法に基づく消費税がかかってまいります。例えば100万円の事業を委託する場合には、100万円に対して現行の制度で申し上げますと8万円、また、10%へ引き上げになりますとその1割なので10万円。それが額が、例えば1,000万円になると、10%では100万円の消費税がかかってしまうと。限られた予算の中で、どうしても町が実施主体になって委託事業で出しますと、いわゆる税として発生する財源枠が出てしまいますので、そうしたものを、今現在、町の中でいろんな実行委員会、例えば商工会であるとか観光協会であるとか、また、漁業者を中心としたキンメ祭りのような実行委員会であるとか、いろいろなところが今まちづくりに対して主体的に取り組んでいただいております。

そうしたことを補助制度で振りかえることによって、委託金に含まれる消費税というものがなくなりますので、そうした財源を真に、税ということではなくて、町の活性化に直接寄与す

る経費として振りかえをしていけるような制度として、効果的に活用していければと考えております。

以上です。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。そういった部分でも、見えないメリットというか、わかりやすい形でメリットがあるというのはすごくいいことだなと思います。

あと、私も、補助あるいは委託ということで、補助金をいただいてNPOのほうで活動した経験があるんですが、例えば事業報告みたいな形で、いろいろなドキュメントを最後に出さなきゃいけないというようなことが、こういった取り組みにはつきものだと思うんですけども、その辺は何か変化が出るのでしょうか。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） 事業報告でございますが、当然、行政の一般会計から、例えば委託費で支出するにせよ、負担金補助の補助金で支出するにせよ、町の公金支出ですから、支出に対しまして一定の効果測定をきっちり行政内部としては確認をする必要性があると。委託で申し上げますと、委託事業の完成の結果報告をいただく。補助金で申し上げますと、きっちり補助として出したものが効果的に活用されたかどうか、また、その補助を投資した中においてまちづくり、地域の活性に対する効果、寄与はどうであったのか、これは今後の制度設計をする上でも参考にしたり、また、見直しをする際の検討材料にしたりというところで、非常に重要なことだとは考えております。

そうしたことから、実態としては、委託事業にせよ、補助制度にせよ、いずれにしる実績の報告というものについては、従来と変わらないものを求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

これから制度が新しくなって、新たな主体がまた出てきて、初めてそういう報告なんかを書くというようなことも、今後増えてくるのかなと期待するところなので、あらかじめ、事業の終わりにはこういったものを出して、こういう趣旨でこういった報告を書いてもらうことになりますよというのをわかりやすい形で、この制度の利用をされる方、団体にご指導いただけるとすごくありがたいなと思います。

経験的に、後になってからこういうのが必要だったとかと言われて苦戦した、これは御宿町さんじゃないですよ、ほかの、国とか県とかいろいろ私も経験あるんですが、苦戦した経験もございますので、その辺も含めて利用しやすい形でやっていただいて、こういった活動がどん

どん盛んになればいいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは次へ移りますが、オリンピックに関連する部分ですね。ビーチスポーツの推進とオリンピックへの対応ということで、現在でも御宿では、ライフセービングを初めビーチバレーやビーチサッカーなど、さまざまなビーチスポーツが行われております。特にライフセービングにおいては、大会開催期間中の宿泊のほかにも、合宿などでかなり長期に連泊していただくというようなことも含めて、地域経済への影響は非常に大きいと思います。

現在、スポーツイベント誘致における経済効果がどの程度あるのか、宿泊の延べ数と、わかる範囲で結構なんですが、数字がございましたらお聞かせいただけますでしょうか。

また、こうした大会誘致は、地域経済を支える上で今後も非常に大きく寄与することから、誘致に向けた積極的な取り組みを期待したいところです。オリンピックの開催も控えております。さまざまな可能性が残されていると思いますので、そのあたりも含めて現状の取り組み、あるいはこれからもこういった取り組みをしてみようかなというような予定、計画がもしあれば、そのあたりも含めてお伺いできればと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、ビーチスポーツの推進、それからオリンピックの対応も含めてお答えをさせていただきます。

ビーチスポーツイベントにおける地域経済への影響でございますが、ライフセービングやビーチバレーボールなど、宿泊を中心とした経済効果は非常に大きいものとなっております。

ライフセービングにおいては、合宿等を含めまして毎年、数字で申し上げますと約5,500泊、延べになりますが、5,500泊程度の実績が上がっております。これについて、どうしても天候等によりまして、6,000泊にいくときと5,500泊を若干下回るときと、いろいろございますが、基本的には5,500泊程度でずっと推移をしており、今となつては町内における宿泊では非常に大きいウエートを占めております。

また、ビーチバレーボールにつきましても、参加者数が現在では3,000名を超えてきており、国内最大規模の大会へと成長しております。

宿泊等の実態調査、これは参加者アンケートを今年度実施したんですが、こちらのほうで見ますと、全体の約7割の方が町内に宿泊をしていただいているような結果が出ております。宿泊委員会等におきましても、ビーチバレーの大会開催の効果というものを確認しましたら、やはりビーチバレーについては非常にお客さんに泊まっていたいただいて、効果があるというようなお声をいただいております。

こうしたことから、3,000名を超える参加者の中の7割が町内に宿泊していただいているというふうに考えると、2,000泊がビーチバレーだけでも確保できていると、そういうことで宿泊のみならず、町内での飲食を含めた消費活動という部分では、大きく寄与しているものと把握しております。

また、スポーツ大会誘致の継続的な取り組みといったご提言でございますが、町といたしましても地域経済の発展に大きく寄与することから、引き続き関係機関、関係団体等への積極的な働きかけを行うとともに、主催者側が御宿海岸でぜひ実施をしたいと思っただけのような受け入れ体制の構築、環境整備を図ることが重要であると考えております。

日本ライフセービング協会におきましては、来年度4月1日より組織の公益財団法人化が予定をされております。予定というか決定をしております。それに伴い、これまでは日本ライフセービング協会というのが東京で、中央で1カ所だったんですけれども、それに伴いまして、公益財団法人化が、本部が東京にできますと、その下部組織として各都道府県支部の立ち上げ、そして組織運営の黒字化が重要課題として現在挙げられております。

大会誘致につきましては、都道府県支部を経由して本部に申請することが今後のルールになってきておりますので、現在、千葉県においても支部設立の準備が進められております。町といたしましても、引き続き大会誘致が可能となるよう、千葉県支部との協力連携を図るとともに、大会運営の黒字化に寄与できるよう、環境の維持、人的協力等について進めてまいりたいと考えております。

今後、大会誘致をするには、ただ御宿海岸の実績があるとかそういうことではなくて、財団法人化されますので、大会をやって大会の参加費をもらう、それから、大会を開催して、赤字が出てしまいますと財団法人ですから非常にまずいということで、大会の黒字化というのが物すごく今ウエートが大きくなってきております。

そうした中で、御宿海岸でやった場合には、こうした資機材については協力できますよとか、会場の設営については、御宿でやった場合にはほとんどかからないで済みますよとか、そうした大会運営のための経費をいかに環境として整えてあげられるか、そうしたことが今後の誘致の一番の大きい評価ポイントになってまいりますので、これまでの実績におごることなく、日ごろ皆様方から、常にきれいな海岸の維持といった点も含めてご指摘いただいておりますが、そうした環境の保全、維持というところに、今後は重点を置いて誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、オリンピックへの対応でございますが、今年度からビーチバレー・ルナカップ、これ

がジャパンツアーに準ずる大会で、こちらのほうの大会を誘致し、東京オリンピック代表候補選手たちの試合を間近で観戦できる機会の創出に取り組みました。来年度も誘致の方向で日本バレーボール協会と協議を進めており、オリンピック開催直前のツアー大会として大きな効果、また期待をしているところでございます。

また、一宮釣ヶ崎海岸で開催されるオリンピックサーフィン競技についても、近隣海岸として事前キャンプ等の可能性が残されておりますが、現在のところ、出場選手の資格基準等についてもまだ未確定であることから、具体的な条件等が決まり次第、産業建設委員会等と協議して、積極的な検討を進めてまいりたいと考えております。

サーフィン競技につきましては、出場選手が非常に限られておりますので、例えばランキングだけで大会の出場選手を決めてしまいますと、出場する国に非常に偏りが出てしまう。また、国をばらつかせますと、オリンピック競技として非常にスキルの差が出てしまう。そうしたことから、大会の運営側のほうにおいても、こういった参加資格基準を設定するのかというところが、依然としてまだ明確に決まっていないような状況です。

そうしたことから、そういうものが順次決まり次第、いろいろな可能性、いろいろな方向を探りながら、少しでもオリンピックの効果、また、町民の方にもオリンピックを間近で体験していただけるような環境の機会の創出というところ、両方あわせて検討していければと考えております。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

オリンピックに関して、あるいはそれ以外の大会誘致に関しましても、今、課長のご答弁にもございましたけれども、町民の皆さんにも非常にメリットがあると思うんですね。環境の整備、保全といったところもそうですし、それから間近で楽しめる、子どもたちを含めてということも、とても大きなメリットになると思いますので、宿泊何千泊というの、もう本当に大事なんです、いろんな面でこの町にメリットが出るという意味では、この数年というか、オリンピック前後、すごく大事なというか、チャンスなんじゃないかなというふうに思います。

私、NPOのほうでも、規模は小さいですけども、スポーツのイベントをやらせていただいておりますが、非常に感じるのは、ボランティアという形で大会の運営、準備、環境保全を含めていろんな方にお手伝いをいただいているんですが、そのこと一つとっても、ただ人手が足りないから手伝っていただくではなくて、その作業であったり、一緒にみんなで一つの物を形にするという喜びを共有するという面であったり、そういう部分でも、参加していただくことにすごくメリットがあるなというふうに日々感じております。

なので、これからまた新しい企画も出ます。それから既存のビーチバレーを含めて、いろんな形で町の方も、ささやかなところから結構だと思うんですが、かかわりを、ただ見に行くとかというだけじゃなくて、子どもたちが、テニスでいうとボール拾いの子どもたちとか、よくテレビに出たりすると思うんですが、そんなことも含めて、いろんな年代の方がいろんな形でかかわりの持てるスポーツイベントを一緒につくっていったらいいんじゃないかなというふうに思います。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） 確かに北村議員さんがおっしゃるとおり、地域の活性化、単純に、いろんなスポーツイベントをやった場合に、宿泊の泊数が増えればいいということではなくて、町に対して経済的にも、また文化的にも、また将来の夢への蓄積という、子どもたちに対して夢を与えるという面においても、行政の施策ですので、いろんな方向からの効果を出していく、そういうところの着眼点というのが非常に重要だと考えております。

今、議員のほうからもご提言ございましたが、例えば一つのスポーツイベントに地元の子どもたちも参加するような仕組みづくりとか、ただ単純に、オリンピックが来て、何人の人が泊まっていたとか、何人の消費活動があったということではなくて、そういう一流選手を間近で見たりとか、違った文化を肌で感じたりとか、そういうところが非常に重要になってまいりますので、まずはできるところからの第一歩としては、例えば、毎年のように今実施していただいておりますライフセービング学生チャンピオン、いわゆるインカレですね、学生選手権大会の決勝とか、そういったところには、ぜひ表彰式のほうにも、例えばプレゼンターとして地元の子どもたちにも参加していただけるような機会の創出とか、当然、それはいろんな部分で、子どもたちのいろんな地域行事であったり学校行事であったり、なかなか過密ですので、そういったところで負担のないように、ただ、機会の創出としてはしっかりと心がけて、もう既にライフセービング協会のほうには、そうしたことの検討もということで申し入れのほうはしております。できる限りそういう機会の創出に努めていければと考えております。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、観光に関しては最後のポイントになります。来年のゴールデンウィークに関してなんですけれども、何と国民の休日を含めると10連休になるということで、全国的にここが勝負どころだと、各観光地は策を練っているところではないかなと思います。

御宿はどちらかというと、このゴールデンウィークというのは目玉となるようなものがなくて、宿泊としても閑散期と言っているのではないかなというような状況が現状であると思いま

すので、このチャンス、地域経済を潤す大きなチャンスを、来年どうするか、どう迎えるかということで、何か知恵を出し合うことが今必要になっているんじゃないかなというふうに思います。町のほうではどのようにお考えでしょうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） ゴールデンウィークの対応でございますが、今、北村議員さんご発言のとおり、全国的にもゴールデンウィークにつきましては消費活動が活発になって、大きなビジネスチャンスであるということは認識しております。

しかしながら、御宿町においては、ご指摘のとおり、ちょうどこれまでも宿泊の閑散期、例えば夏とかは海水浴場がありますし、秋には伊勢えび祭りやスポーツ大会イベント、あとはまたスクーリングの関係とか、いろいろこういうふうに暦上に割り振りをしますと、ちょうどゴールデンウィークと年末年始が宿泊がすぼっとあいてしまう閑散期に当たって、関係団体とは常にそこが課題だということで協議検討は進めております。

そういう中で、来年度につきましては10連休という中で、ただ指をくわえて待っているというわけにはいきませんので、その関係者が一丸となって知恵を出し合って、また誘客に向けた工夫を凝らしていくということが重要であると考えております。

産業観光課といたしましては、そういう中で、御宿だけで全部を完成するというのではなくて、夷隅エリアまたは房総エリア一帯を、御宿町の活性の創出につなげられる地域資源であるというふうに考えまして、例えばゴールデンウィーク間近にある大多喜のたけのこ狩りと御宿のビーチ環境のマッチングであるとか、そういうところをひとつひとつ、例えば鴨川のほうにあるレジャー施設と御宿の自然の海岸とか、そういうふうに地域全体を御宿の活性につなげられるヒントとして、近隣団体と連携を図りながら、担当レベルではございますが、次年度に向けて、そういった関係団体と企画連携に向けて今現在模索をしております。まだ具体的な決定というものはしていないんですけれども、何らかの形でそういう新しい取り組み、少し広域的な視点で、房総エリアを御宿町の地域の財産とした取り組みで何かできないかというところを進んでおります。

また、ビーチバレーコートですとかビーチサッカーコートなど、御宿の強みである海岸環境をしっかりと生かしながら、そのフィールド提供、例えばビーチバレーボールのコートを準備したりとか、ビーチサッカーコートを準備したりとか、そういうフィールドの提供を前面に出して、それには当然整備もするんですけれども、そういうフィールド提供を前面に出した誘客についても、関係団体と協議をして進めていければなと考えております。

今、ビーチスポーツが非常に盛んになっていますので、ただそうはいつでも、砂浜はあるけれども施設としてはないというようなのが実情ですから、そういう強みを生かした、御宿ならではの利点をしっかりとチャンスにつなげられるような環境整備を、ただ単純に大会に合わせて準備をするということではなくて、一つにゴールデンウィークにもスポットを当てた形で、同じ面を整備するのであるならば、そういうところにも効果が及ぶような、整備する時期の検討とか、そういうところにも工夫を凝らして、チャンスにつなげられればなと考えております。

また、町における積極的取り組みといったご提言でございますが、スポーツ施設の活用、当然いろいろ、海岸だけではなくて、その他にもスポーツ施設もございます。また、文化事業などさまざまな可能性が潜在しておりますので、今後におきましても、地域資源の効果的活用について内部協議を重ねながら、活性、創出のチャンスをしっかりとの横の連携を組んでつかんでいければと考えております。

以上です。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

もうすぐ来年ですので、全く新しいこととかというのはなかなか難しいと思う中で、既存のフィールドの環境を整備してきちっとアピールしていく、必要としている人の手元に情報を渡していくということをきっちりやれば、間違いなく喜んでくれる人たちがいらっしゃるなというふうに、今お話を伺っていて思いました。ぜひよろしく願いいたします。

以上で、観光に関して大きく4点伺いましたけれども、観光に関しては以上にしたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 北村議員、質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前11時11分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時22分）

○議長（大地達夫君） 一般質問を続けます。

北村昭彦君。

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。

それでは、休憩前に続きまして、もう一つの大きな項目、大規模な森林伐採・地形変更を伴う開発の規制についてということでお伺いをしたいと思います。

近年、大規模太陽光発電施設、いわゆるメガソーラー発電所の建設をめぐる規制条例を制定する動きが全国で広がりを見せております。

規制の対象となる事業は、町内でも見ますけれども、住宅などの屋根に設置するような、まあいった小さなものではなくて、森林を大きく切り開いて、山を削って、谷を埋めて、平地をつくって、そこに広大なメガソーラーをつくるというような、こういった事業を規制しようという動きが出てきております。この規制条例の制定が加速している背景には、FIT、固定価格買取制度の導入をきっかけとした大規模な太陽光発電が急増しているということと、その一方で、現状では国や県レベルでの法整備が追いついておらず、事業者と一部山を持っている方が合意さえすれば、所定の手続を踏んでいけば、地域の住民や自治体あるいは県レベルで計画に反対の意向を持っていても、計画の見直しを求めるようなルールが今存在せず、深刻な住民問題に発展するケースが増えてきているということがあろうかと思います。

先々月になりますが、10月に長野のほうで全国メガソーラー問題シンポジウムというのが開催されて、私も参加させていただいたんですけども、こちらのシンポジウムでは、全国で5カ所の計画の問題と向かい合っている、反対をしている住民団体の方たちが、それぞれこういう状況、こういう経緯で、こんなふうになって、今こんな形で進んでしまっているよというような形で発表がございました。

1つは、シンポジウムの開催地にもなりました長野県諏訪市、それからもう一つは静岡、もう一つは愛知、それからもう一つは三重なんですけど、5つ目はかなりご近所です。鴨川市のほうでも大きな計画が今進んでいて、地元の方、特に海への影響をご心配される方たちが危機感を持って行動されているということで発表がございました。

森林、いわゆる森が、私たちにとってどういう存在であるかということが、近年になって改めて見直されているところだと思います。昨年12月でしたか、公民館で森は海の恋人ということでご講演をいただいたことも記憶に新しいですけども、御宿はやっぱり、先ほど観光のこともございました。それから産業のことも含めて、豊かな海を維持していかないと、なかなか御宿の明るい未来は描けないんじゃないかなというところで、森林を断固守っていくと、そして次世代に渡していくということを強い決意を持って行動していかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

森は、降った雨を穏やかに吸収して、土砂災害を防ぐという緑のダムという機能があります。これが一番、我々住民の生命、安全な暮らしに直結する部分ですので、森林が持っている機能、いろいろな機能を持っていますけれども、一番大事な機能、死守しなければいけない機能では

ないかと思っています。

それから、先ほども少し触れましたけれども、森は海の恋人ですね。豊かな海には実は豊かな森が必要だということ。漁業に携わっている方たちは、経験的にもう古くからそのことを理解されていて、御宿でもかつてゴルフ場の建設の問題があったときに、漁業関係者の方たちを筆頭に反対運動が立ち上がったというふう聞いておりますけれども、これが近年になって科学的にやっと立証された。山の鉄分が海に流れ込んで初めて海の豊かな恵みにあずかれるということで、それが明らかになった以上、御宿は観光という面でも、それから漁業、産業といった面でも、山は断固守っていかなければいけないというふうに思います。

それから、その他の部分につきましても、先ほど申し上げた土砂災害を防ぐとか、あるいは豊かな森に子どもたちが遊びに行くとか、我々大人も散策に行くとかということも含めて、今の日本、都市一極集中ではだめだよという流れの中で、御宿という町、あるいはこうやって辛うじて、傷んできつつはいるけれども、それでもまだまだ自然がたくさん残っている町が、これからの日本の社会においてどんな役割を果たしていくのか、どういう人たちにどういう利益というか、どういうことで喜んでもらって、どういう人たちに来てもらうのか、あるいはどういう人たちに住んでもらうのかということを考える上で、豊かな山を守り、そして豊かな海を守るということは、もう何をやるにおいても一番大事にしなければいけないところなのではないかなというのが私の考えでございます。

そんな中で、メガソーラーというのをたまたま一つ、今、題材に出しましたけれども、大きく山を削って、木々を切り倒して何か大きなものをつくるといったことを、何らかの形で規制をする。少なくとも、一部の方が勝手に合意して、勝手にどんどん計画を進めてしまうことが可能な今の現状はよくないということで、全国、今それを規制する、歯どめをかけるための条例が制定されることが加速しているという中で、御宿もそれに倣って、少し出おくれましたけれども、急ぎそういった条例をつくったほうがいいんじゃないかなというようなことを、シンポジウムに参加して考えた次第でございます。

そこで、以上の前提で2点伺いたいと思います。

まず、現状、メガソーラーに限らず、こういったような大きく山を切り開いて開発をするという事業が、仮に御宿、今のところ余りないかな、岩和田の先ですか、少し大きなメガソーラーというか、ソーラー発電ができましたけれども、現状、どんなルールでこういった事業が進められるのか、あるいは今後大きな事業が、計画がぱっと持ち上がったときに、どのような手続になるのかといったあたりについて、まず確認をさせていただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） それでは、お答えさせていただきます。

日本が経済成長を中長期的に続けていくためには、エネルギーを安価・安定的に供給する体制を維持していく一方で、地球温暖化対策に取り組むことが必要であると言われてしています。

そうした状況のもと、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーとして太陽光発電施設が急速に拡大している中、特に大規模太陽光発電施設整備については、大規模に森林を伐採して造成工事を行うなどにより、土砂災害等の自然災害の発生、景観への影響、周辺環境の保全等に対する懸念が各地で生じているところです。

大規模太陽光発電施設について、町におきましては、建築基準法、都市計画法等の対象外であることから把握することが難しい状況であり、隣接する町道との境界立ち会いや関連する町道の認定・廃止により把握したり、パトロールにより把握に努めているところでございます。

以上です。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。多分そうじゃないかなと思っていたんですが、やっぱりそういうことなんですね。把握することすらそもそも難しいと。町道の廃止のことがあったり、あるいはパトロールをして初めてそういった事業に気づくというご答弁だったと思います。全国的に同じ状況だからこそ、新しい条例の制定を求める声が高まっているということではないかなというふうに理解をいたしました。

そういった現状で、余り大きなものはないですけども、岩和田の先ですね、海生研のあたり、ちょっと手前ですか、それなりの規模で、民家の屋根の上の規模ではない、ある程度の広さを持ったソーラーが、昨年ぐらいでしたっけ、おとしぐらいでしたっけ、もう完成をしていると思いますけれども、あの開発について何か町民の方から声が上がっているとか、そういったことは特にはありませんでしたでしょうか。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、今、北村議員さんご質問の、岩和田のちょうど小池地先に抜けるところでございますが、まずご質問の、町民の方々からの意見があったかどうかということですが、個人的にというよりは、漁業者の方から、漁業協同組合を通じて、この辺が大丈夫かどうか心配される声はございました。

森林の関係のほうから、うちのほうの農林水産行政のほうからお答えをさせていただきますと、北村議員さんご懸念のとおり、メガソーラー等を開発する際には、具体的に申し上げますと、0.3ヘクタール、3,000平米までについては市町村への届け出になります。市町村に対して

届け出をする。それで、3,000平米を超えて1万平米、1ヘクタールまでの開発につきましては都道府県への届け出になります。

最も詳細な単位は今把握していないんですけれども、岩和田のところの開発面積で申し上げますと約1,900平米、0.2ヘクタールの開発面積になっておりますので、基本的には市町村への届け出がされたということです。届け出ですので、これは法律で申し上げますと森林法に基づく届け出ですので、森林の所有者もしくは請負業者さん、いずれかが届け出の義務者になるわけですが、こちらから届け出が出来ますと、ただ単純に受理をするだけという形になります。1万平米、1ヘクタールを超えますと、許可申請ということで、行政処分のあり得る許認可申請ということになります。このときには、行政の許認可権限として許可、不許可という概念が初めて出てきますので、1ヘクタール未満の場合には届け出で終わってしまうというような現状です。

ですから、冒頭、北村議員さんのご発言があったように、そうしたことからなかなか歯どめがかからないような、今の法体系と申しますか、届け出のルールそのものからも、なかなか難しいような状況になっております。

しかしながら、岩和田地先についてはそういったご意見もございましたので、届け出を受けた際に、強制力はないんですけれども、行政体として意見を付して、例えば漁業者への十分な説明とか、そういうところをしてくださいねというような条件つき、条件つきと言うとちょっと語弊があるんですけれども、意見を追記した形で申請者のほうにお答えをしているというような状況でございます。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

そういう意味では、完成してからもしばらくたちますけれども、完成した後、あるいは工事が行われている最中に、何か不都合があったとかという声は今のところないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） そのような声は届いておりません。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。このシンポジウムでも各団体さんが懸念されていたのが、冒頭にも申し上げた土砂災害というところで、あその後、大きな雨台風ですか、この夏もありましたけれども、それでも大きな事故、あるいは土砂の流出による海への影響等が報告がなかったということは、とても安心をいたしました。ありがとうございます。

話をもとに戻しますと、お聞かせいただいたような現状の中で、やはり他市町村さんと同じ

ような状況ですね。新しいルール、条例等をつくらないと、たまたま今まで大きな計画がぼつと降ってきていなかったというだけで、いつどこで、鴨川市さんのような形で計画が降ってくるやもしれぬ。それがもちろん周辺住民の方たちの合意も得られて、メリットもあってという事業であれば、全く問題ないんですが、そうでなかった場合、このシンポジウムでも報告されていたのが、非常に無責任な形で、特に外国資本による、ある意味マネーゲームのような形で大きな施設がつくられ、つくられているさなかにも、所有者というか、事業者が転売されてというんですが、権利が変わったり、ましてや耐用年数が20年とか30年とか、いやいや、海っぺりだからその半分だろうとかと言われていく中で、大きく自然環境の形を変えて、そこに大きな人工物が、管理者の責任の所在もはっきりとしないような形でどんどん転売されていくというような状況は、本当に避けなければいけないんじゃないかなというふうに思いますので、冒頭から申し上げているような新しい条例、規則等を、よそでも始まっているようなこと、新しいルールの制定に関しまして、現状、町としてどんな形で考えていらっしゃるのか、この辺についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 太陽光発電につきましては、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの活用の観点から、設置を促進することは重要であり、県内においても施設の導入が進んでおります。しかし一方で、太陽光発電については、施設の設置そのものに関する法令等がないこと、固定価格買取制度のもと国が直接認定を行っていることから、県や市町村が事業者の情報を十分に把握することができません。こうした中で、全国各地で、地元が知らないうちに施設が設置され、防災面や景観、環境への影響を不安に感じている住民と事業者との間でトラブルが発生している事案も見受けられます。

全国の事例を見てみますと、こうした課題に対応するため、兵庫県や和歌山県では、太陽光発電施設の設置に関して必要な事項を定めることで、太陽光発電施設と地域環境との調和を図り、良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的に、県レベルで条例を制定しております。また、市町村レベルでは、静岡県富士宮市や大分県由布市など条例等を定めているところもございます。

町としましては、この件は広域的課題でありますので、市町村レベルではなく、県レベルでの対応が現実的かつ有効と考え、県に条例制定を要望するとともに、情報収集に努め、有効な方法について研究していきたいと考えます。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。県への要望ということで承りました。

よその事例を今幾つかご紹介いただきましたけれども、私も、10月にシンポジウムに行ってから、まだにわかに勉強中のところなんですけれども、同じようなお話を伺いました。やはり事業の規模からいっても、現行のルールですと、市町村で一定の条例を設けても、なかなか強い形で規制をするというのは現行では難しくて、やはり県レベルで条例をまずつくってもらってというような形が必要だという事例がほとんどだというふうに聞いております。そういう意味では、私たち議員も含めて県のほうに要望していくと。町議会議員ではなくて県議さんのレベルにはなると思うんですが、そういった皆さんのご協力も仰ぎながら、声を大きくしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

いずれにしても、地元住民の意に反する形でこういったものはつくらせないぞというような断固たる意思、そういった強い意思を持って、それを表明するということがまず大前提に必要なんじゃないかなというのが私の考えであります。それは条例という形をとるというのも一つですし、違ったでもあると思います。

それをもう少し話を広げて申し上げますと、冒頭にも申し上げましたけれども、この町をどういう町にしていくか、あるいは何を次世代にどういう形で残していくかということも含めて、将来的なこの町のビジョンと申しますか、イメージと申しますか、それをやっぱり強く持って、意思を持って、条例とかルールとかいろいろあるけれども、俺たちはこう思っているんだぞということをはっきりと表明した上で、行政運営を含めて、将来のこの町をつくっていくという姿勢が必要んじゃないかなというふうに思います。

そういった意味で、山を、緑をとということに関しまして、そして海につながるということに関しましては、もう既に昨年も、海は森の恋人ということで講演もいただきました。町長からも、さまざまな場面でそれは御宿の宝だと、絶対に残していこうというようなご発言をいただいて、心強く感じているところでございます。改めまして町長に、今のような部分に関しまして思いをお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 北村議員のご質問にお答えしますが、自然環境の保持と自然エネルギーの開発という背反するテーマであります。そういう中で、なかなか課題としてあるということで難しい部分がありますけれども、1つは、今、埋田建設環境課長が申し上げましたけれども、県への協力要請ということの中で、開発事業者が行う行為が地域住民に与える不安とか影響というのは、これはやはり避けなくてはいけない。そういう中で、しっかりと関係者あるいは有識者の皆さんのご意見も伺いながら研究を進めていきたいと思っております。

確かに、強い開発行為の規制という意思も当然必要だとは思いますが、開発エネルギーの制度といいますか、そういうことで今ございますので、各市町村の先ほど申しあげました条例制定を行っているところも、自然環境とエネルギーの調和を求めた条例となっているんですね。だから、一方的に規制するという条例じゃないんですね。その辺は少し難しい部分もありますけれども、地域を守るために研究をさせていただきたいと思います。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

まさに町長も今ご発言いただいたとおりです。一概にというか、大規模な開発だから全部だめだというようなことを、乱暴な話をするという必要はないと思うんですけれども、もう一度改めて最後に申し上げたいのは、この町をどうしたいのか。エネルギー問題が深刻だから、どうしようもないから、この町の山をあちこち虫食いにしてメガソーラーにしてしまってもいいのかどうかということだと思っんですね。

それは僕は、個人的な思いですけれども、それだったら死に物狂いでほかの策を考える。よそは知らないけれども、この町はこういう町だと。海を守る、森を守る、それでこの日本の中で、あるいはこの地球の中で、こういう役割を果たしていくんだと。だから、よそは知らないけれども、この町は守るんだというぐらいの強い思いで、ルールづくりを含めて、あるいはルール、明文化されないまでも、役場も含めて町の皆さんも含めて、そういった部分で心が一つになればいいな。

それはそのこと1つで、先ほどの観光のことで少し触れましたけれども、1つのことが1つの結果を招く、あるいは1つの事業が1つの効果を得るということでは、今よくないと思うんです。1つのことをやることで、例えば観光の面でも教育の面でも、それから災害、安心・安全な暮らしを守る面でも、いろんなことに複雑に絡み合っていますけれども、いろんなメリットが出てくるねと思えるような事業をみんなで考えて進めていかなければいけないという意味で、エネルギー問題だけを考えたら、あいているところを全部発電所にしてしまえとか、このソーラー発電に限った話ではないんですが、何か一つのことにとらわれてしまうと、時に間違ふことがあるんじゃないかと。

そういうことではなくて、先ほどからしつこく申し上げているように、この町の将来像、こういう町を残して、こういう暮らしを未来につないでいくんだという思いがあれば、それに沿う、あるいは沿わないという判断ができていくんじゃないかなという意味で、なかなかこれ、理想論であって、町の行政にこの考え方を組み入れていくというのは簡単ではないのかもしれないですけれども、でも少なくとも我々議員、あるいは町長以下町の行政の中核を担っている

皆さんとは、そういった思いを共有した上で、いろんな話を、議論というか、思いを交換しながら、こういった町の事業を進めていきたいなというふうに個人的には思っております。

そんなあたりを含めて、町長、もう一度思いをお聞かせいただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 北村議員さんのお気持ちはよくわかりますけれども、そういう自然環境を大事にするという基本に立って研究を重ねるということでございます。よろしくお願ひします。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

それでは、私の質問は以上になります。

○議長（大地達夫君） 以上で2番、北村昭彦君の一般質問を終了いたします。

ここで、13時30分、1時半まで休憩といたします。

（午前 11時54分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時31分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6、議案第1号 夷隅環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第1号 夷隅環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく組合規約の変更に関する構成団体の協議でございます。

改正の内容は、夷隅環境衛生組合が共同処理する事務にある浄化槽の点検に関する事業について、組合職員の減により同事業の実施が困難となることから廃止することとし、それに伴い組合規約の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によってご説明させていただきます。

議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

第3条につきましては、組合の共同処理する事務について定めたものですが、第2号において「及び点検」を削るものです。

第10条につきましては、経費の支弁方法について定めたものですが、第1項において「浄化槽点検管理手数料」を削るものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成31年4月1日とし、経過措置として、「この規約の施行日前において生じている浄化槽点検管理手数料に係る事項は、なお従前の例による。」とするものです。

なお、本案は、それぞれ構成団体で議決を得た後、夷隅環境衛生組合において千葉県へ規約変更許可申請を行い、許可後に同組合より規約変更の告示がされる予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑

○議長（大地達夫君） 日程第7、議案第2号 平成30年度御宿町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第2号 平成30年度御宿町一般会計補正予算案（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございます。歳入歳出それぞれに1億6,271万4,000円を追加し、補正後の予算総額を40億2,719万2,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、年度内に支出の終わらない見込みのあるものについて繰越明許費を定めるものでございます。

第3条は、地方債の変更及び廃止を定めるものでございます。

予算書の内容についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。歳入予算でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節心身障害者福祉費負担金の29万4,000円及び4節介護給付費負担金の524万9,000円は、各事業の歳出予算の追加に応じてそれぞれ国庫負担金を見込むものです。

2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、1節教育費補助金の1,334万5,000円は、国の今年度第1次補正予算において措置されたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金です。歳出予算に追加する小中学校のエアコン設置工事の財源として見込むものです。

3項国庫委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の25万9,000円は、国民年金事務に係るシステム改修費に対し国庫委託金を見込むものです。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、3節心身障害者福祉費負担金及び4節介護給付費負担金は、民生費国庫負担金と同様に、各事業の歳出予算の追加に応じて県の負担金を見込むものです。

10ページでございます。

2項県補助金、3目衛生費県補助金、5節上水道費補助金の135万3,000円の減額は、当初予算で見込んでおりました南房総広域水道用水供給事業補助金の内示があり、補助金対象経費となる今年度の町からの企業団への出資金が全額削除となったことによる減額となります。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の25万円は、飼料用米等拡大支援事業に係るもので、飼料用米の生産面積に基づく県から生産者への間接補助金です。

18款繰入金、2項基金繰入金、2目活力あるふるさとづくり基金繰入金、1節活力あるふるさとづくり基金繰入金の139万円は、今回補正予算の歳出にて計上させていただいております公民館前契約駐車場の区画線補修、防犯灯修繕及びメキシコ記念公園石積み柵等修繕工事の財源として追加するものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の1,380万8,000円は、収支の不足に対応するため追加するものです。

21款町債、1項町債、2目衛生債、2節上水道事業債の330万円の減額は、町から南房総広域水道企業団への出資金が全額削除となったことによる地方債の廃止でございます。

7目教育債、1節学校施設整備事業債の1億3,000万円は、今回の歳出予算の追加にあります小中学校のエアコン設置事業費の財源として増額するものです。地方債についても国の補正予算が投じられ、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を受けて実施する事業については充当率100%、交付金配分基礎額内の後年度以降の交付税措置率は60%でございます。

以上、歳入予算に1億6,271万4,000円を追加しております。

11ページ、歳出予算でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費については、全て百条委員会に係る経費です。9節旅費の2万2,000円は、証人、参考人への費用弁償。11節需用費の1万4,000円は、本委員会に係る消耗品。12節役務費の6,000円は会議録等の郵送料。13節委託料のうち、34万3,000円が会議録作成委託、62万4,000円が弁護士による法令等調査委託に係る費用でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当の9万8,000円は、職員の扶養手当及び児童手当の追加に伴うものです。

11節需用費の25万円は、防犯灯の電気代に不足が見込まれるため追加するものです。

3目財産管理費、11節需用費の214万円は、役場庁舎の電気代に不足が見込まれるため、光熱水費に90万円、同じく役場庁舎の煙感知器等消防用設備の不具合箇所修繕及び公民館前契約駐車場等の区画線補修、あわせて修繕料に124万円を追加するものです。

15節工事請負費は、久保地先町有地ののり面崩落対策工事費です。

5目諸費、11節需用費の33万円は、故障した町内防犯灯の修繕に係る追加計上です。

2項徴税費、1目税務総務費、3節職員手当の18万2,000円は、職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当にそれぞれ不足額を追加計上するものです。

2目賦課徴収費、13節委託料の187万9,000円の減額は、地方税共通納税システム開発に係るもので、今年度分のシステム開発費用が当初の見込みより下回ったことによる減額です。

12ページでございます。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費については、住民基本台帳ネットワークに係る減額補正でございます。全国サーバーの入れかえを当初はこの12月に予定しておりましたが、構成機器の一部が年度内に出荷できない旨、国から通知がございましたので、新システムを見込

んでいた保守委託及びシステム使用料をそれぞれ減額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、3節委託料の155万6,000円は、法改正に伴う国民年金電算システムの改修費用です。

3目心身障害者福祉費、20節扶助費の1,108万6,000円は、補装具や介護給付などの福祉サービスの利用者及び利用料の増加が見込まれるため、所要額を追加するものです。

2項児童福祉費、3目こども園費、11節需用費の28万円は、不足が見込まれる電気料金を追加するものです。

4款衛生費、2項清掃費、2目じん芥処理費、13節委託料の760万円は、ごみ焼却施設の炉の停止時に可燃ごみの処理を委託するもので、突発的な機械の故障などにより、炉の停止期間が当初計画より多くなったため、委託料を追加し対応するものです。

13ページ、3項上水道費、2目上水道建設費は、南房総広域水道企業団に対する補助金及び出資金でございます。当初予定していた広域水道企業団への補助金及び出資金について、現在検討が進められている用水供給事業体の統合に向け、内部留保資金にて対応することとされたため、補助金及び出資金を全額削除するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の25万円は、県の飼料用米等拡大支援事業補助金を生産者に交付する間接補助金でございます。飼料用米の生産面積が確定したことに伴い、歳入と同額を計上するものです。

2項林業費、2目林道整備費、15節工事請負費49万3,000円は、林道打越線の舗装修繕工事に係るもので、当初、一部舗装工事を予定しておりましたが、舗装の劣化及び崩落の危険性が出てきたことから、全面舗装工事に変更し対応するものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、14節使用料及び賃借料の2万7,000円は、有料道路使用料に不足が生じたことによる追加計上です。

15節工事請負費の108万円は、メキシコ記念公園石積み柵等修繕工事に係るもので、急傾斜地における安全対策等に係る追加補正でございます。

18節備品購入費の200万円は、海岸等で活用している車両が劣化により走行不能となったため、新たに購入するものです。

14ページでございます。

5目町営プール管理運営費、11節需用費の234万4,000円は、今年度閉園間際に、老朽化により動作不能となった気流ポンプの修繕料です。部品が受注製作となり、新年度予算では開園に間に合わなくなるため、本補正予算にて対応するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、13節委託料の102万1,000円は、トンネルの縦横断測量を行い、今後の修繕計画に反映させるものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、3節職員手当の6万円は、職員の扶養手当の追加でございます。

2項小学校費及び3項中学校費の1目学校管理費、13節委託料及び15節工事請負費については、今年度、国の第1次補正予算にて創設されたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を受けて実施するもので、小中学校のエアコン設置費用でございます。小学校の設計監理委託で369万7,000円、設置工事で6,161万4,000円、中学校の設計監理委託で422万5,000円、設置工事で7,041万6,000円をそれぞれ計上しております。

3項中学校費、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の23万6,000円は、千葉県中学校新人体育大会への出場に伴う参加者の交通費について予算を追加するものです。

15ページ、5項保健体育費、3目学校給食費、1節需用費の44万9,000円は、共同調理場の給湯器が老朽化により動作不能となったことから、緊急で修繕対応するものです。

11款公債費、1項公債費、1目元金及び2目利子は、南房総広域水道企業団への補助金及び出資金が全額削除となったことから、補助金及び出資金に充当していた千葉県からの南房総広域水道用水供給事業補助金を公債費へ財源更正するものです。

以上、歳出予算に1億6,271万4,000円を追加しております。

次に、第2条の繰越明許費について説明いたします。

5ページをご覧ください。

9款教育費、2項小学校費の小学校エアコン設置事業及び3項中学校費の中学校エアコン設置事業は、設計業務に最短でも2カ月を要すること、その後の工事については主に授業のない長期休業期間に行う必要があること、また、国の臨時特例交付金の制定により、全国の学校が一斉に事業を行うことから、設置業者の繁忙が見込まれるため、繰越明許に設定し、いち早く事業に着手するものでございます。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

6ページをご覧ください。

地方債の変更でございます。

学校施設整備事業については、既定の中学校エアコン設置事業に対する1,030万円を臨時特例交付金に対応する補正予算債へ全額のせかえ、小学校エアコン設置事業で5,730万円、中学校エアコン設置事業で8,300万円、総額1億4,030万円を限度額とするものです。国の補正予算

債の充当率は起債対象経費の100%、交付税措置率は交付金配分基礎額地方負担分の60%です。
また、償還期間は10年を予定しております。

次に、地方債の廃止でございます。

水道企業団出資事業については、南房総広域水道企業団への出資金が全額削除されたことに伴う廃止でございます。

以上で一般会計補正予算案（第4号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

平成30年度御宿町一般会計補正予算案（第4号）ということが今提案されたわけですが、この補正予算の提案について町長にお聞きいたしますが、これは議会で議決があった場合、可及的速やかに実施されるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 補正予算ということでございますので、そのような対応をしなければいけないと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

最後の説明の中で、エアコン等の繰越明許というようなご説明もあったわけですが、それも含めてこの予算を全て実施できると、当然、実施できるという根拠を持った予算ということで理解してよろしいわけですね。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） エアコンということにつきましては、現在の目標は31年度以内の完成を目指すという考えでおります。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） そのほかについては実施の見通しが無い予算ということですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 冒頭に申し上げましたとおりでございますが、今、石井議員さん、私はエアコンということで伺いましたので、全体予算については冒頭申し上げましたとおりでございますが、そういうことでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

今般提案された予算は3月31日までに実施できると、実施したいということで理解をいたしました。

それでは、内容について伺いたいと思います。

終わりのほうからになります。15ページであります。教育費、エアコンであります。今般の予算でありますけれども、今年度内に中学校はたしかエアコンを一部整備しましたね。今回の国の補正事業、たしか今年度のみというようなお話も伺っておりますけれども、その確認。それから、これまで整備したのもも含めて国の補正事業に対応するのかわからないのかということについて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは初めに、今回の補正予算の財源となっております国の臨時特例交付金につきましては、平成31年度末までに工事を完了するもののみ適用ということで、今年度限りの新しい特例交付金でございます。

今、石井議員さんからお話しありましたとおり、御宿中学校につきましては、当初予算及び9月補正予算に計上させていただいて、普通教室の6教室について先行して実施をしております。今回の臨時交付金の申請時点におきまして、国からの指示で、4月1日以降に工事をしたのも一旦申請するよということでしたので、申請させていただいておりますが、現時点でまだ、4月1日に先行してやった部分が100%交付金の対象になるかというところが決定をしております。内定が来ておりませんのではっきりしてはおりませんが、もしかしますと、先に先行して実施しました4つ分につきましては、対象外になる可能性も現時点ではございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

今般の補正予算でありますけれども、小学校、中学校、こういった施設にエアコンを設置するのか説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 初めに、現在、国のほうが100%設置を目指しておるのは、普通教室のエアコン設置になっております。そうした部分で、まず小中学校全ての普通教室につきましては、今回設置をしたいと考えております。

特別教室につきましては、中学校においては、現在、週30時間のうち半分以上が特別教室を

使って授業をしている関係上、冷房がきいている部屋ときいていない部屋を1日の間に何度も往復して使用するという事は、温度差が非常に激しくて、生徒の健康管理上余りよくないということで、中学校につきましては、子どもたちが日常で使う特別教室、理科室であったりとか家庭科室、音楽室、美術室等にも設置をしたいというふうに考えております。

小学校につきましては、基本的には1日の授業は教室で過ごしますので、普通教室をメインに、あと夏休みに利用が想定されるのが、金管部がございますので、音楽室につきましては8月、7月の利用も多くございますので、小学校につきましては、特別教室について音楽室のみを加えた設置工事を予定しております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

この間、委員会等でも、議会協議会でも、今般のエアコンの設置について説明を受けておるわけでありましてけれども、ちなみに町長にお伺いをいたしますが、御宿小学校で今般の補正にも出ておるわけでありましてけれども、共同調理場、これはエアコンを設置するのকাশないのか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このたびの提案させていただいた内容には、共同調理場におけるエアコンは入っておりません。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 今般の補正には、共同調理場の給湯施設の交換が、次の段に補正ということで提案をされています。町長、この共同調理場というのは、それではいつまで使うというふうになっているわけですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 共同調理場につきましては、できるだけ早い段階でこれは整備しなければいけないと考えておりますが、内部協議、また皆様方のご意見をいただきながら、できるだけ早く委員会等を設置しまして対応していきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 全く決まっていないということじゃありませんか、町長。今般のこのエアコンというのは今年度限りですよ、国の対応。これから委員会を設置して議論をするということですよ、今。どういうことなんですか、町長。なぜこういう不手際が起きたんですか。何で今回同時に、この調理場の環境ですね、ずっと前から、教育委員会からも、担当からも、先生方からもお話を伺っていますけれども、なぜできなかったんですか。可及的速やか

にと、いつまでなんですか、それでは。できるだけ早くと今ご答弁いただきましたよね。この3月までですか。いつ、どうするんですか、共同調理場。今のものをリフォームするんですか。別に移すんですか。何も決まっていらないんじゃないんですか。いつまでできるんですか。

今、給食でもいろんなところで問題が起きているということもありますよね。そういうこともありながら、認定こども園、皆さんのご意見をいただいて、調理場も部屋を区切る、さまざまな手当ををしていますよね。町長も最新の知見をもらって、当時の得られるベストな環境をたしか構築したというふうに私は伺っていますよ。同じ子どもたちの対応、これでいいんですか、町長。こういう予算組みでよろしいんですか。せつかくの国の支援、無駄にされるんですか。どうされるんですか。お聞かせください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） タイムスケジュールから申し上げますと、今回のエアコンに関する交付金の活用は、共同調理場についてはできないと考えております。共同調理場はなかなか具体的な形になっておりませんけれども、できましたら31年度中に委員会を立ち上げて対応していきたいと、財政上の問題もございますので、そのように考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

同じエアコンの工事をするんですよ。単費でも一括にやられたら費用が安く上がるんじゃないありませんか。そんなことよりも、いつになるんですか。共同調理場の環境、これからゆっくり考えろということなんですか。もっと早くてもよかったんじゃないありませんか。なぜこんなに遅くなっているんですか。共同調理場、給湯器の設置も予算請求しているじゃないありませんか。3月までですか、それとも。きちんとわかるように、子どもたちの安全です。なぜ一括提案されないんですか。

じゃいつになるんですか、町長。委員会を開くにしても、いつまでに結論を出してほしいと、そういうことで提案するんじゃないありませんか。いつでもいいんですか、それとも。責任ある対応が必要じゃないありませんか。管理は教育長じゃないありませんよね、町長ですよ、施設管理は。もう一度きちんと責任ある回答をいただきたいというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 給湯器の設置につきましては、至急を要するというので提案をさせていただきました。そういうことで、共同調理場につきましては、31年度に入りまして早期に、できるだけ早い段階で委員会等を設置しまして、建設計画を立てていきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

次に移りますが、きちんといつまでに結論を出すということを私は何回も聞いているんですよ。回答をいただけませんでした。そういう責任の所在を明らかにしない行政運営の執行ということで理解をいたしました。

次に移ります。13ページであります。衛生費、上水道建設費ということで、南房総広域水道企業団補助及び南房総広域水道企業団出資金ということでありますが、これは減額補正となっております。この事務内容について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） こちらの企業団への補助金及び出資金につきましては、今まで房総導水路の割賦金等の建設に係る元金、利子等について、構成市町村が負担をしていたところですが、内部留保資金がございまして、これから九十九里水道企業団との統合等もございまして、一旦、内部留保資金で払って行って、市町からは負担を求めないと、当面このような方針が決まりましたので、当初は予算計上させていただきましたが、今年度からこれについての支出はないということでございます。

ただし、統合のほうが先が見えなくなりましたら、また改めて市町へお願いしたいというように申されております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

ちなみに、その内部留保資金というのは、どこか区切りのいい期日で構わないんですけども、いかほど今あるんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成29年度の決算時点でございますが、54億8,000万円ほどございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。了解いたしました。

それでは、11ページであります。議会費で承りたいというふうに思います。この中の費用弁償があるわけでありまして、先ほどの説明では、議会が設置をした委員会に係る費用だというご説明をいただいたわけでありまして、この費用弁償、既に会議等も開かれているかと認識しておりますが、この支出は当然既に何回かされているということでよろしいん

うか。

○議長（大地達夫君） 答弁者は誰ですか。

（「議長、ちょっと質問を変えたいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。質問を撤回いたします。

この費用弁償であります。これは証人等に支払われる、そういう費用ということでよろしいでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 証人、参考人への費用弁償でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

証人、参考人等への費用弁償ということで理解をいたしました。これは議決によって、要するに調査委員会が設置をされて、そのことで費用弁償が発生するということだというふうに一般的には理解をしております。

お伺いをいたします。今回の議会費でありますけれども、冒頭、12月定例会、今審議をしております補正予算（第4号）、町長に確認をいたしました。可及的速やかに実施をしたいと、それから、実施をできる予算だということで確認をしたわけでありますけれども、この議会の要請した事務、この費用でその事務が全て実施できると、そういう予算であるということで理解してよろしいでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど企画財政課長が議会費の内容について説明をいたしました。今、石井議員さんがおっしゃられました証人、参考人への費用弁償として2万2,000円と、需用費が消耗品費1万4,000円、役務費が郵便料6,000円、委託料のうち34万3,000円が会議録作成委託、62万4,000円が弁護士による法令等の調査委託という費用の内訳になっております。

こうすることで、この予算を出すときに議会事務局から提案がございまして、会議録作成委託を含む全体事務費についてはここに書かれたとおりなんです。弁護士への法令調査委託の費用が、合わせまして、その費用自体が116万4,000円出てきました。私は、非常にこの金額については大きい金額であるということで、減額をさせていただいたわけでございます。

そういう中で、その前に、皆様方といいましょうか、特別委員会からということで理解しておりますが、9月に弁護士等への報酬に関する見積書というものを私宛てにいただいております。

す。その中には、弁護士への受任時の手数料が86万4,000円、そして御宿町において会議等を行う場合には、日当1回当たり5万円ということで、私は議会事務局長から伺いましたときに、これにつきましては2人の弁護士が3回御宿に来て話し合う予定の見積もりであるということで6回、それで30万円ということで、その費用30万円と、受任時の費用が86万4,000円で、116万4,000円という額でございましたが、私は受任時の費用が非常に大きな額であるからということで、32万4,000円ということに減額をさせていただきました。そして、御宿においての打ち合わせ費用としては30万円はそのままとして、合わせまして62万4,000円という額でさせていただきました。そのようなことでここにご提案をさせていただいております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

議会の調査委員会の事務内容は調査委員会が決めることでございます。それで、今、町長が幾つかお話しいただきましたけれども、議会の調査事務が滞りなく済む、その回数とかありますよね。弁護士の人数も、議会はいわゆるセカンドオピニオンという考え方で2名以上、要するに複数名での要請をしているというふうに思います。その事務が滞りなく済むということであれば、金額というか、契約は町長がされるというふうに理解しておりますので、お伺いいたしますが、これは9月ということで、10月前には町長のほうに、10月冒頭ですか、たしかメモによりますと、町長のほうに査定がいつていると、申請がいつていると思うんですね。

その間に、10月には臨時会に係る議会運営委員会も開かれ、臨時会も開かれると。今般の議会についても議会運営委員会も当然開かれているという流れできておったと思うんですね。そういう中で、町長はこの補正予算について当然査定もされた。それから、先ほどのエアコンについても、委員会のとき、議員についても詳細な事務説明を既に何回かされております。

その事務、弁護士の委託ということが具体的内容だと思いますけれども、これが契約できるという根拠を示してください。要するに積算の根拠ですね。今、町長、言葉で言っていただきましたようですよね。若干、議会の要請した事務と回数等、幾つか違うところもありますけれども、町長が弁護士ではないわけですね、第三者を弁護士に委託するわけでありますから、確たる根拠、要するにこの予算が実施できる根拠ですね。具体的には弁護士の見積書になろうかと思えます。議会は既に議長を通じてお出ししていると思うんです。町長ご自身もご発言されておりますけれども、町長としても査定されるのであれば、そういう見積もりをとられて提案をされたということだというふうに思います。それを出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今申し上げましたように、内容が弁護士への委託費用ということで、その件が減額になっておるということでございます。

そういうことで、これは形としてというか、実際に私が契約をするわけでございますが、私は私を調査できませんと私は思っています。皆様方といいますか、議会からこれだけの予算要求をしたいということを出てきました。それを私は減額いたしました。この減額した内容でいかがでしょうかということでご提案をさせていただいております。もしこれが可決したならば、その予算を活用されるのは調査委員会じゃないんですか、私はそう思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 議決しております。200万円という枠で既に議会は議決しております。その枠で申請をしております。査定されました。予算を調製するのは町長の専権事項だというふうに理解しています。ですから、この予算で議会が要請した事務が執行できることを証明していただきたいということです。説明していただきたいということです。

今、町長がおっしゃられましたけれども、町長ご自身が弁護人にあたるわけじゃありませんので、町長ご自身も確たる書類ですね、証拠。それとも各課長に今から聞きますか、全部一人一人に、この予算、千円の単位で積算根拠。当然、積算されて出してくていると。国・県と必要なものについては調整は終えていると、もしくはまだこれからというところも当然、先ほどありましたけれども、ですから、それは繰越明許という手段もとっているわけじゃありませんか。

それにしたって、全く見当もつかない予算じゃないと思うんですよ、ひとつひとつ根拠があるわけじゃありませんか。それを認めるか認めないかは次の話ですよ。先ほどの費用弁償の話もそうじゃありませんか。同じじゃないんですか。議決がおりたから費用弁償は支払いできるんじゃないんですか。

ですから、繰り返しますけれども、議会が要求している事務ですね、これが執行できる、その条件を証明していただきたいと思います。いいんですよ、金額は。ですから、町長も当然見積もられたわけですよ。違うんですか。町長ご自身が弁護にあたるわけじゃありませんよね、ご自身も今同じことを繰り返しお話しいただきましたけれども。

じゃ、町長が言ったことをどのように証明するんですか。この実施を私たち議決することで担保するわけですよ。それとも、執行の見通しのつかない、今そういう状況ですよ、私はそういう理解ですよ。町長の基準の予算はわかりました。しかし、それは議会が要請している事

務が100%できるということじゃないじゃありませんか。

じゃ、議会の議決をどういうふうにするんですか。高い安いという判断はどのようにしたわけですか。何を根拠にされているわけですか。同じ内容で安ければ、私自身も、個人としても一円でも安いほうがいい、それは当然そう思っております、町民の皆さんの大事なお金でありますから。そういうことで町長は努力されたんでしょから、それはこうなっていますよということをお話ししていただければ、具体的には、2名の弁護士の見積書を提示していただく必要があるんじゃないんですか。それで判断されたと思うんですよ。そうじゃなければ、何の根拠もないということになりますよ。町長ご自身の判断ということになるんですよ。そうじゃありませんか。それを出していただいた後に、どういう契約をするかということが当然あります。

そうしなければこれは審議できませんよ。全て同じことなんですよ。今ずっと説明いただきましたけれども、それについても根拠、これが実施できる根拠、積算された根拠が全部揺らぐということなんですよ、町長が今おっしゃっていることは。私が適当に調製しましたと、あとは適当に調製した中でやってくださいということなんですか。そういうことじゃないと思いますよ。課長の皆さんは本当に一生懸命努力されて積算されて、絞りに絞ってこれだけをお願いしたいということで、今、町長から我々議会に対して説明があったということじゃないですか。きちんと納得できる、議会、そして町民が納得できる、そういう説明をしていただかないと困ると思いますよ。必要じゃありませんか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このたびご提案をさせていただきました調査費に関する内訳といたしますか、見積もりについては、先ほど口頭で申し上げたとおりであります。

先般、弁護士報酬等の見積書をいただきました。先ほど申し上げましたけれども、この中で、弁護士に対する受任時の手数料86万4,000円となっております。その内訳は何もついていないですよ。私は聞きました、私がお願いしている弁護士に。この見積書が出てきたように、その基準というのは決まった基準はないということですので、この見積書をいただいたときも、その内訳等は書いてございませんでしたが、そういうことで、御宿に来て会議を行うことについては1回5万円ということで、そのまま私は計上させていただきました、そして委託料、弁護士に調査委託する金額を減額させていただいたということでございます。

そして、申し上げるまでもなく、6月13日に皆様方は調査特別委員会を設置しまして、そのときに定額である50万円を議決いたしました。そして、9月の議会で、予算の変更ということで200万円への増額を議決いたしました。このことにつきましては、私は今回の予算をご提案

させていただいたのは、皆様方が要求された、議会から要求が出てきた全額ではありませんけれども、一部をご提案させていただきましたけれども、それはまさに民意を尊重するという意味で、私はご提案をさせていただいたということでございます。

そして、ご承知かも知れませんが、この定額に関する、例えば50万円以内という第1回目があったわけですが、追加予算については、認める認めないについては、町長はこれを認める義務はない。法律上この予算を提案する義務はありませんということが、これは昭和34年6月23日の自丁公発第91号ということで行政実例として挙がっております。ですから、追加予算について私が計上する義務は法律上ありません。しかしながら、私は民意を尊重しながら一部を提案させていただいた。

そういうことで、今回提案をさせていただいた内容について、その根拠とか内容とか見積書とか、私はそういうことを提示する義務はないと考えて、同じ論理であります。予算自体を提案する法律上の義務は基本的に私はないと思っています。ただ、民意を尊重する意味で、その中の一部を、私がお願いしている弁護士さんのご指導をいただきながら提案させていただいたということでもあります。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

予算を請求するということは、議決が必要だということですよ。

それともう1点、金額の高い少ないじゃないんです、私が一貫して言っているのは。それはその前に、私、一番最初に確認しましたね。この事務、この予算、これは全て執行できますかと、だから私は町長にご確認したんです。町長、今日提案したのは全て実施可能な予算ということなんですよ、1回目の私の質問への回答は。

今はそうじゃないと、義務はないと。どういうことですか。だったら、私たちここにいる意味がないんですよ、議員として。お互いに堂々と話し合っ町を運営していくべきじゃないんですか。

そしたら町長、どうして実施できるんですか、この予算が。職員の意見も聞けない。そういう事態が今発生しているんですよ。この予算を誰が実施するんですか。町長が提案したこの予算、大事な予算だと思えますよ、私も。町長がお約束したんですよ、今、この場で。ですから、それはどのように実施できるんですかと、契約できるんですかということをおは町長に聞いています。その義務はないということはどういうことなんですか。町長がお約束したんですよ、今この場で議会に対して。議会にですよ。実施する必要はないみたいなことをおっしゃっ

たじゃありませんか。そういうことを言っていないよ、私の最初の。ですから私はきちんと確認しています。

この予算の調製、議運のときも町長、今回、この予算審議にあたって、議案審議にあたって、2日間使いましたよね。1日目、今般の議会の説明に対して必要資料をお約束した、2回目にはお約束した覚えはないという話をされた。じゃ、なぜこういう予算を提案したんですか、町長。これをどのように実施するんですか、そのことを聞いているんです、私は。町長が私に対してこの議場で、可及的速やかに実施したいということを発言されたんです。実施する義務はないということはどういうことなんですか、町長。全く審議できないじゃありませんか、そしてたら。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私の言い方が少し偏っていたかも知れませんが、私は実施する義務はないと申し上げているわけではありません。この予算の提案の内容について、見積もり内容については、先ほど申し上げたとおりでございますと。それ以上の詳細な見積もりとか、そういうものは私はここに提出する義務はない。先ほど口頭で申し上げました内容でよろしいんじゃないかと、私はそのように思っていますので、そういうことでございます。

○議長（大地達夫君） ここで暫時休憩いたします。

(午後 2時30分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時18分)

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

ここで、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期の延長を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎会期延長の件

○議長（大地達夫君） 追加日程第1、会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日限りと議決されていますが、議事の都合により、12月21日まで11日間に延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期を12月21日までの11日間に延長することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上で本日の会議を散会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでございました。

（午後 3時20分）